

(証券コード 6856)

2022年3月4日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院宮の東町2番地

株式会社堀場製作所

取締役社長 足立正之

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大防止の観点から、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により2022年3月25日（金曜日）午後5時までに事前の議決権行使をいただき、**株主総会当日のご来場については慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月26日（土曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）
2. 場 所 京都市南区吉祥院前河原町18番地 堀場テクノサービス本社ビル 6階 テクノプラザ
※新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大の状況等により、やむなく会場または開始時刻等が変更となる場合、
当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/shareholders-meeting/>）にてお知らせいたします。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第5号議案 取締役に対する株式報酬に係る報酬決定の件

※ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。

また、株主総会終了後の株主懇談会は中止させていただきます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年3月25日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年3月25日（金曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、67頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主でない代理人及び同伴の方等、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
 4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本総会における新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大防止への対応

株主の皆様の安全を第一に考え、本総会における新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大防止に向けた当社の対応を次のとおりご案内いたします。ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

[株主の皆様へのご理解とご協力のお願い]

- 新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場については慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 会場内の座席は前後・左右の間隔を拡げて設置し、座席数は80席程度とさせていただきます。満席となりました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ご来場の株主様は、マスクのご持参及びご着用、アルコール消毒のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、会場の入り口付近にて、非接触型体温計による検温へのご協力をお願い申し上げます。状況によっては、運営スタッフが追加で検温のご協力をお願いすることがございますが、その際はご協力をいただくとともに、“発熱がある”と認められる際はご入場をお断りする場合がございます。
- ご来場の株主様は、マスクのご着用及び検温等へご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。

[当社の対応]

- ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。また、株主総会終了後の株主懇談会は中止させていただきます。
- 当社役員及び運営スタッフは、マスク等の着用で対応させていただきます。
- 当社役員は、本総会当日の新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大の状況によっては、一部の役員のみのお出席とさせていただく場合がございます。
- 議事の時間を短縮するため、議場における報告事項（監査報告を含む）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- JR京都線西大路駅及び阪急京都線西京極駅への当社で用意するバスの運行はいたしません。

※新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大の状況により、やむなく会場または開始時刻が変更になる場合、当社ウェブサイト (<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>) にてお知らせいたします。

株主総会映像のライブ配信について

本総会につきましては、当社単元株式を保有される株主様はインターネットの手段を用いて株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことができます（以下、ライブ配信をご視聴いただく株主様を「バーチャル参加株主様」といいます。）。なお、バーチャル参加株主様は、株主総会に「出席」したものとは取り扱われません。

1. 配信日時

2022年3月26日（土曜日）午前10時から株主総会終了まで

2. ライブ配信のご視聴方法

専用のウェブサイトへアクセスいただき、ID及びパスワードをご入力ください。

※詳細は、同封の「第84回定時株主総会におけるライブ配信について」をご確認ください。

3. 注意事項

- バーチャル参加株主様は、当日採決に参加し議決権行使をいただくことはできないため、2022年3月25日（金曜日）午後5時までに書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- 通信環境等の影響により、ライブ配信の映像及び音声の乱れ、あるいは一時中断といった通信障害が発生する可能性がございます。当社としては、このような通信障害によりバーチャル参加株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- ライブ配信の映像の撮影、録音、録画行為またはインターネット等での無断公開は固くお断りします。
- ご視聴いただくための通信料は、バーチャル参加株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様のプライバシーに配慮し、配信映像は当社役員を映すのみといたしますが、やむを得ずご来場の株主様のお姿が映りこんでしまう可能性がございます。
- 当社単元株式を保有される株主様以外が、本総会のライブ配信をご視聴いただくことはお断りします。
- やむを得ずシステム障害等による事情変更が生じた場合の対応、その他のお知らせにつきましては、適宜当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>）にてご案内いたします。

株主様からの事前質問受付について

本総会の目的事項につきまして、株主様より当社ウェブサイトまたは同封のがきにて、ご質問をお受けします。多くお寄せいただいたご質問を中心に後日当社ウェブサイトにて回答させていただきます。詳細は当社ウェブサイト及びはがきのご注意事項をご確認ください。

1. 当社ウェブサイトでのご質問受付フォーム

<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/>

2. 受付期間

2022年3月4日（金曜日）から2022年3月18日（金曜日）まで

事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の影響を依然受けつつも、世界的にワクチン接種が進んだこともあり、各地域において経済活動がゆるやかに回復しました。分析・計測機器業界を振り返りますと、半導体関連において半導体需要が劇的に増加したことにより、半導体メーカーの設備投資の拡大がさらに進みました。また、各国政府が脱炭素社会の到来を見据えた政策を掲げはじめ、再生可能エネルギー導入や自動車電動化等、カーボンニュートラルに向けた研究開発投資も増加しました。一方で医用関連では、新型コロナウイルス感染症拡大による通院患者の減少を背景に、様々な活動が停滞した状況が続きました。

この間、為替相場を見ますと、当連結会計年度の平均為替レートは、1 USドル109.90円、1 ユーロ129.91円と、前年と比べUSドルは2.9%、ユーロは6.6%の円安になりました。

当連結会計年度に実行した事業部門（セグメント）別の強化施策といたしましては、次のとおりです。

自動車セグメントでは、当社グループ独自のガス分析技術として開発が完了した「IRLAM(アールム)™」を活用した製品開発を進め、次期排ガス規制を見据えた製品ラインナップを拡充しました。また、電動車両やエネルギー分野、特に水素エネルギー生成における開発・試験要求に対して製品・アプリケーション開発を進め、コネクテッド・自動運転の分野では、設計から実車検証までを包括的に支援する開発エンジニアリング総合施設を開設し、各地域の自動運転技術開発ニーズに応える新製品やサービスの研究開発を続けています。

環境・プロセスセグメントでは、IRLAM技術を用いたレーザーガス分析計を開発、また水質計測分野でも全有機体炭素（Total Organic Carbon）を計測するTOC計を開発し、お客様の生産性や製品品質向上、環境負荷低減等の課題解決に資するビジネスの拡大に取り組みました。

医用セグメントでは、動物市場向けやグローバル市場での事業拡大に向けた新製品を開発するとともに、感染症の流行を契機とした検査機器の性能や精度向上ニーズに対応する機器の開発に着手しています。

半導体セグメントでは、最先端の半導体製造プロセスに適したマスフローコントローラーや薬液濃度モニター、露光工程の検査ニーズに応える異物検査装置を開発しました。また、大学や研究機関との共同研究等にも継続して投資し、要素技術のすそ野拡大に努めました。

科学セグメントでは、株式会社島津製作所との共同開発により、ラマン分光分析装置のアプリケーションを拡充しました。また、各種先端材料の研究開発や品質管理、製造プロセスでの分析時間の高速化やコスト低減に貢献する製品開発に取り組みました。

重要な投資案件としては、医用セグメントにおいて生化学ビジネスの拡大に向けて、臨床検査用試薬を開発、生産するMedTest社（アメリカ）を、エネルギーシステムを構築するうえで必要となるパワーエレクトロニクス技術を保有するBeXema社（ドイツ）を買収しました。また、グローバルでの拠点整備として、中国において現地でのビジネス拡大に向けた新拠点「HORIBA C-CUBE」の建設、バッテリー試験装置や燃料電池試験装置の開発、製造、販売を手掛けるホリバ・フューエルコン社（ドイツ）の供給力強化のための新社屋建設等、将来の成長に向けて必要な投資を継続して行いました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における当社の業績は、売上高224,314百万円と前期比19.9%の増収となり、利益面でも営業利益32,046百万円、経常利益32,038百万円、親会社株主に帰属する当期純利益21,311百万円とそれぞれ前期比62.7%、65.1%、61.6%の増益となりました。

事業部門（セグメント）別の状況は、次のとおりであります。

（自動車セグメント）

エンジン排ガス測定装置の販売が減少したこと等から、売上高は61,249百万円と前期比4.2%の減収となりました。この結果、13百万円の営業損失となりました（前期は2,465百万円の営業利益）。

（環境・プロセスセグメント）

アジアにおいて、煙道排ガス分析装置の販売が増加したこと等から、売上高は20,217百万円と前期比10.3%の増収、営業利益は1,947百万円と同18.8%の増益となりました。

（医用セグメント）

アジア、欧州において、血球計数装置の販売が増加するとともに、米州にて生化学用検査装置及び試薬の販売が増加しました。この結果、売上高は25,882百万円と前期比23.0%の増収、営業利益は148百万円となりました（前期は426百万円の営業損失）。

（半導体セグメント）

半導体の需要増加等により半導体メーカーの設備投資が拡大し、半導体製造装置メーカー向けの販売が大幅に増加しました。この結果、売上高は87,004百万円と前期比52.7%の増収、営業利益は28,006百万円と同99.3%の増益となりました。

（科学セグメント）

米州において、光学モジュールの販売が増加したこと等から、売上高は29,958百万円と前期比11.7%の増収となりました。利益面では、研究開発費が増加したこと等から、営業利益は1,957百万円と同0.3%の減益となりました。

企業集団の事業部門（セグメント）別売上高

〔単位 百万円〕

部 門	第83期 (2020年1月～2020年12月)	第84期(当連結会計年度) (2021年1月～2021年12月)	前 期 比 増 減 (△) 額
自 動 車	63,913	61,249	△2,664
環 境 ・ プ ロ セ ス	18,337	20,217	1,879
医 用	21,035	25,882	4,847
半 導 体	56,967	87,004	30,037
科 学	26,825	29,958	3,133
合 計	187,080	224,314	37,233

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額（無形固定資産を含む）は12,496百万円であり、その主なものは堀場儀器(上海)有限公司（中国）や、ホリバ・フューエルコン社（ドイツ）の拠点整備等であります。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年に、2023年を目標年度とする中長期経営計画「MLMAP2023」を策定しました。

MLMAP2023においては、「ONE STAGE AHEAD」のスローガンのもと、当社の創立70周年を迎える2023年に、売上高3,000億円、営業利益400億円、ROE10%以上の達成をめざしており、その内容は社会課題やサステナビリティに向き合うものとなっております。この計画達成には対処すべき様々な課題があり、計画達成に向けて、以下の3つの重点施策を推進しております。

<重点施策1：Market Oriented Business>

どのような状況下でも人類が存在する限りなくならないと考えられる3つのフィールド、すなわち「Energy & Environment」「Materials & Semiconductor」「Bio & Healthcare」において、独自の分析・計測ソリューションを提供し、社会課題解決へ貢献していきます。この施策を推し進めるため、当社が5つのセグメントでグローバルに保有する技術、営業チャンネル、生産拠点、顧客ネットワークを有機的な組み合わせを可能とする、セグメント間の連携を強化した組織体制を整備しました。従来 of 事業領域の枠を超え、注力する3フィールドにおいてのビジネス成長をめざします。

<重点施策2：Solution Provider Beyond Life Cycle Management>

当社グループは製品販売に加え、保守点検からリプレイスまでトータルにサポートするビジネスモデルを築いてきました。今後は、このビジネスモデルを強化するとともに、新たなアプローチからお客様の課題解決に貢献する、データマネジメントの領域でのビジネス展開もめざします。このビジネス拡大の基盤として、株式会社堀場テクノサービスの新社屋を建設しました。新社屋をベースに、稼働データを使ったメンテナンスサービスや、計測データを活用してのコンサルティングといった、データマネジメントを中心としたビジネスモデルを確立、新しい価値の提供を実現し、機器販売と高付加価値なサポートの融合を実現します。

<重点施策3：HORIBA Core Values “The Next Stage of Super Dream Team”>

全ての事業活動の原動力となる「強い人財」を作る組織体制を強化します。新型コロナウイルス感染症拡大のなか、在宅勤務制度を拡充した「Good Place勤務制度」（テレワーク制度）等をより活性化させることで、事業活動を継続し、さらに効率化も実現しました。ダイバーシティを推進する「ステンドグラスプロジェクト」を中心に、働きがいを感じられる職場環境を整備し、既存ビジネスの変革や新ビジネスの創出を加速します。また、資産価値の最大化を実現するために導入した経営指標「HORIBA Premium Value」を用いて、当社グループ全体の資産効率の最適化に向けた活動を加速します。

オーナー（株主）の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (2018年1月~2018年12月)	第82期 (2019年1月~2019年12月)	第83期 (2020年1月~2020年12月)	第84期(当連結会計年度) (2021年1月~2021年12月)
受 注 高 (百万円)	211,615	198,758	178,072	266,346
売 上 高 (百万円)	210,570	200,241	187,080	224,314
経 常 利 益 (百万円)	28,316	20,518	19,399	32,038
親会社株主に 帰属する (百万円)	22,313	15,481	13,188	21,311
当期純利益				
1株当たり 当期純利益 (円)	529.24	367.09	312.58	505.05
総 資 産 (百万円)	277,368	315,133	328,068	371,585
純 資 産 (百万円)	162,018	171,615	178,669	204,493
1株当たり 純 資 産 額 (円)	3,826.44	4,053.30	4,217.45	4,827.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 3. 第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用しており、第81期の金額は遡及適用後の金額を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (2018年1月~2018年12月)	第82期 (2019年1月~2019年12月)	第83期 (2020年1月~2020年12月)	第84期(当事業年度) (2021年1月~2021年12月)
受 注 高 (百万円)	66,047	63,283	42,376	48,732
売 上 高 (百万円)	63,702	64,029	50,085	50,013
経 常 利 益 (百万円)	13,507	13,695	8,228	9,672
当期純利益 (百万円)	12,059	11,816	7,258	1,900
1株当たり 当期純利益 (円)	286.03	280.18	172.02	45.03
総 資 産 (百万円)	172,136	207,503	214,207	221,751
純 資 産 (百万円)	104,657	111,940	114,661	113,223
1株当たり 純 資 産 額 (円)	2,468.74	2,638.66	2,700.73	2,664.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
 3. 第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用しており、第81期の金額は遡及適用後の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社は親会社を有していません。

②重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 堀 場 エ ス テ ッ ク	1,478百万円	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・インストルメンツ社(アメリカ)	10,364千US\$	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	8,802千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ A B X 社(フランス)	23,859千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・フランス社(フランス)	7,075千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ M I R A 社(イギリス)	50,000千Pound	100.0%	車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング
ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社(フランス)	93,128千Euro	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・UKファイナンス社(イギリス)	50,000千Pound	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・アメリカス・ホールディング社(アメリカ)	210,364千US\$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
堀場(中国)貿易有限公司(中国)	11,800千US\$	100.0%	測定機器の販売、サービス
厚礼博(中国)投資有限公司(中国)	37,650千US\$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理

(注) 議決権比率は、間接所有によるものを含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、事業部門（セグメント）別の主要製品・サービスは次のとおりであります。

部 門	主要製品・サービス
自動車	エンジン排ガス測定装置、使用過程車用排ガス測定器、 車載型排ガス測定装置、ドライブラインテストシステム、 エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、燃料電池試験装置、 バッテリー試験装置、車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、 研究開発棟リース
環境・プロセス	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、 環境放射線測定器、プロセス計測設備
医用 半導体	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置 マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、 残留ガス分析装置
科学	水質計測装置、粒子径分布測定装置、蛍光X線分析装置、元素分析装置、 ラマン分光分析装置、蛍光分光・寿命測定装置、分光器・検出器、 グレーティング（回折格子）

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

株式会社堀場製作所	本社・工場(京都市) びわこ工場(大津市) 西院工場(京都市) HORIBA最先端技術センター(京都市) 東京支店(東京都千代田区) 北海道セールスオフィス(札幌市) 東北セールスオフィス(仙台市) 栃木セールスオフィス(宇都宮市) 東京セールスオフィス(東京都千代田区) 横浜セールスオフィス(横浜市) 浜松セールスオフィス(浜松市) 豊田セールスオフィス(豊田市) 名古屋セールスオフィス(名古屋市) 大阪セールスオフィス(大阪市) 四国セールスオフィス(高松市) 広島セールスオフィス(広島県安芸郡) 九州セールスオフィス(福岡市)
株式会社堀場エステック	本社・工場(京都市) 阿蘇工場(熊本県阿蘇郡) 京都福知山テクノロジーセンター(福知山市)
株式会社堀場テクノサービス	本社(京都市)
株式会社堀場アドバンスドテクノ	本社・工場(京都市)
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	本社・工場(アメリカ/カリフォルニア州) 研究所・工場(アメリカ/ニュージャージー州) 研究所・工場(アメリカ/ネバダ州)
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	本社・工場(ドイツ/オーバーウルゼル市) 支店(ドイツ/ダルムシュタット市)
ホリバABX社(フランス)	本社・工場(フランス/モンペリエ市)
ホリバ・フランス社(フランス)	本社・工場・リサーチセンター(フランス/パレゾー市) 研究所・工場(フランス/リール市)
ホリバMIRA社(イギリス)	本社(イギリス/ナニートン市)
ホリバ・ブラジル社(ブラジル)	本社・工場(ブラジル/サンパウロ州)
ホリバ・インド社(インド)	本社(インド/ニューデリー市) テクニカルセンター(インド/プネ市) 工場(インド/ナーグプル市)
ホリバ・コリア社(韓国)	本社・工場(韓国/安養市)
堀場エステック・コリア社(韓国)	本社・工場(韓国/龍仁市)
堀場儀器(上海)有限公司(中国)	本社・工場(中国/上海市)

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

①企業集団の従業員

部 門	従 業 員 数	前期末比増減
自 動 車	2,557名	195名減
環 境 ・ プ ロ セ ス	632名	7名増
医 用	1,206名	9名増
半 導 体	1,118名	83名増
科 学	987名	20名増
全 社 (共 通)	1,705名	12名増
合 計	8,205名	64名減

②当社の従業員

従 業 員 数		前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	1,156名	66名減	42.2歳	15.8年
女 性	386名	15名減	38.3歳	12.1年
合 計	1,542名	81名減	41.2歳	14.9年

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	29,477百万円
株式会社みずほ銀行	9,059百万円
株式会社三井住友銀行	4,651百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,532,752株 (自己株式335,502株を含む。)
- (3) 株主数 7,090名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,930	11.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,409	5.7
全国共済農業協同組合連合会	1,682	4.0
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - SUSTAINABLE WATER AND WASTE POOL	1,282	3.0
堀場 厚	1,073	2.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,024	2.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312	925	2.2
京都中央信用金庫	830	2.0
株式会社京都銀行	828	2.0
堀場洛楽会投資部会	812	1.9

(注) 持株比率は自己株式 (335,502株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2021年12月31日現在)

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型新株予約権	2009年4月16日	216個	普通株式 21,600株	1株当たり 1円	2009年4月17日～ 2039年4月16日	取締役4名
第2回株式報酬型新株予約権	2010年4月23日	107個	普通株式 10,700株	1株当たり 1円	2010年4月24日～ 2040年4月23日	取締役4名
第3回株式報酬型新株予約権	2011年4月21日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	2011年4月22日～ 2041年4月21日	取締役4名
第4回株式報酬型新株予約権	2012年4月24日	114個	普通株式 11,400株	1株当たり 1円	2012年4月25日～ 2042年4月24日	取締役4名
第5回株式報酬型新株予約権	2013年5月8日	149個	普通株式 14,900株	1株当たり 1円	2013年5月9日～ 2043年5月8日	取締役4名
第6回株式報酬型新株予約権	2014年4月24日	123個	普通株式 12,300株	1株当たり 1円	2014年4月24日～ 2044年4月23日	取締役4名
第7回株式報酬型新株予約権	2015年5月8日	95個	普通株式 9,500株	1株当たり 1円	2015年5月9日～ 2045年5月8日	取締役4名
第8回株式報酬型新株予約権	2016年5月10日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	2016年5月11日～ 2046年5月10日	取締役4名
第9回株式報酬型新株予約権	2017年5月9日	82個	普通株式 8,200株	1株当たり 1円	2017年5月10日～ 2047年5月9日	取締役5名
第10回株式報酬型新株予約権	2018年5月8日	88個	普通株式 8,800株	1株当たり 1円	2018年5月9日～ 2048年5月8日	取締役5名
第11回株式報酬型新株予約権	2019年4月19日	139個	普通株式 13,900株	1株当たり 1円	2019年4月20日～ 2049年4月19日	取締役5名
第12回株式報酬型新株予約権	2020年4月24日	180個	普通株式 18,000株	1株当たり 1円	2020年4月25日～ 2050年4月24日	取締役5名
第13回株式報酬型新株予約権	2021年4月30日	92個	普通株式 9,200株	1株当たり 1円	2021年5月1日～ 2051年4月30日	取締役5名

(注) 1. 社外取締役及び監査役は含まれておりません。

2. 第1回株式報酬型新株予約権から第4回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員の中のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できます。
- (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3. 第5回株式報酬型新株予約権から第13回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。
- (1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。
 - (2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
4. 上記の新株予約権の個数及び数には、執行役員の地位であった時に交付されていたものを含みます。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	交付者数
第13回株式報酬型新株予約権	2021年4月30日	36個	普通株式 3,600株	1株当たり 1円	2021年5月1日～ 2021年4月30日	執行役員15名
第13回株式報酬型新株予約権	2021年4月30日	33個	普通株式 3,300株	1株当たり 1円	2021年5月1日～ 2021年4月30日	子会社の取締役 及び執行役員15名

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

1. 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。
2. その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀場 厚	代表取締役会長兼グループCEO	株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役 住友電気工業株式会社 社外取締役
齊藤 壽一	代表取締役副会長兼グループCOO	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社 (フランス) 経営監督委員会議長
足立 正之	代表取締役社長	ホリバ・フランス社 (フランス) 経営監督委員会議長
大川 昌男	常務取締役 (管理本部長兼東京支店長)	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社 (フランス) 代表取締役社長
長野 隆史	取締役	ホリバ・コリア社 (韓国) 代表取締役会長
竹内 佐和子	取締役	東京音楽大学 客員教授
外山 晴之	取締役	岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー 日立建機株式会社 社外取締役
松田 文彦	取締役	京都大学 総長首席学事補佐 ジェノコンシェルジュ京都株式会社 取締役 (最高顧問) RADDAR-J for Society株式会社 取締役 (最高顧問)
中峯 敦	監査役 (常勤)	
山田 啓二	監査役	京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役 日東薬品工業ホールディングス株式会社 社外取締役
田邊 智子	監査役	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 医療法人知音会 御池クリニック レディースドック長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員教授

- (注) 1. 取締役 竹内佐和子・外山晴之・松田文彦は、社外取締役であります。
2. 監査役 山田啓二・田邊智子は、社外監査役であります。
3. 監査役 山田啓二は、地方行政等における豊富な経験や経歴を通じて幅広い見識を有し、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 田邊智子は、企業経営者としての経験を有し、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中の取締役の異動

就任 2021年3月27日開催の第83回定時株主総会において、外山晴之・松田文彦が取締役に新たに選任され、就任しました。

退任 2021年3月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、杉田正博・東伏見慈晃が任期満了により取締役を退任しました。

7. 当事業年度中に、次のとおり取締役及び監査役の重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	重要な兼職の状況		
	異動前	異動後	異動年月日
堀場 厚	株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役	株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役 住友電気工業株式会社 社外取締役	2021年6月25日
齊藤 壽一	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社 (フランス) 代表取締役社長	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社 (フランス) 経営監督委員会議長	2021年4月1日
大川 昌男		ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社 (フランス) 代表取締役社長	2021年4月1日
竹内 佐和子	東京音楽大学 客員教授 サクサホールディングス株式会社 社外取締役	東京音楽大学 客員教授	2021年6月29日
山田 啓二	京都産業大学 学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役	京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役	2021年4月1日
山田 啓二	京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役	京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役 日東薬品工業ホールディングス株式会社 社外取締役	2021年6月11日
田邊 智子	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 医療法人知音会 御池クリニック レディースドック長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員講師	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 医療法人知音会 御池クリニック レディースドック長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員教授	2021年4月1日

8. 当事業年度末後に、次のとおり取締役の地位及び担当に異動がありました。

氏名	地位及び担当		
	異動前	異動後	異動年月日
大川 昌男	常務取締役 (管理本部長兼東京支店長)	常務取締役 (財務法務本部長兼東京支店長)	2022年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。当社取締役、監査役及び執行役員が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	709 (18)	168 (18)	490	51	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	26 (12)	26 (12)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した社外取締役2名及び新たに社外取締役に就任した2名を踏まえた役員区分ごとの報酬総額及び員数を記載しております。
3. 当社は、2007年3月24日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度について廃止（社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役については2009年3月28日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって廃止）し、その支給の時期は当該役員の退任時とすることを決議しました。これに基づき、上記の報酬のほか、役員退職慰労金を次のとおり支給しました。
- 退任取締役1名 60万円
4. 業績連動報酬（利益連動給与）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）であり、取締役の報酬及び業績との連動制をより明確にし、取締役の業績向上へのインセンティブを一層高める観点から利益連動給与に係る指標として適切と判断しております。なお、当事業年度の利益連動給与制度における親会社株主に帰属する当期純利益（連結）の目標は8,166百万円で、実績は21,311百万円です。
5. 非金銭報酬の内容は、ストックオプションとしての新株予約権であり、当事業年度における交付状況は、「3. (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年3月23日開催の第75回定時株主総会において年額7億円以内（うち社外取締役分2,000万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、この報酬限度額の内訳は、連結純利益に連動する報酬として上限5億円、下限0円、定期同額給与等の基本報酬として2億円以内としております（ただし、社外取締役に対する報酬は基本報酬のみとする。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）です。また、これとは別枠にて、2009年3月28日開催の第71回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額7,000万円以内の範囲で取締役（社外取締役を除く。）に割当ててことを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く。）は4名です。監査役の報酬限度額は、2007年3月24日開催の第69回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、国内外問わず優秀な経営人財を確保するための報酬水準を設定すること等を念頭に報酬決定に係る手続きの客観性・透明性を向上させるため、指名報酬委員会に諮問を行い、その答申を経て、2021年12月21日に改めて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を取締役会において決議いたしました（2022年3月26日開催予定の第84回定時株主総会においても当該方針に基づき、取締役の報酬額及び報酬制度の改定議案を上程いたします。）。その内容の概要は以下のとおりです。

当社における取締役の報酬等は、企業価値の長期的かつ持続的な増大に資することを目的とし、株主利益と連動した報酬体系とすることに加え、優秀な経営人財を確保できる報酬水準とします。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬（定期同額給与等）に加え、各事業年度の業績に連動した利益連動給与及び中長期的な業績に連動する株式報酬（譲渡制限付株式報酬等）により構成されます。ただし、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬（定期同額給与等）のみであります。

取締役の報酬等に係る取締役会の意思決定手続きの客観性・透明性を向上させるため、取締役会での審議に先立ち、社外取締役を過半数の構成員とする指名報酬委員会より、独立した立場からの答申を得ることとします。同委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から委員会で決定します。なお、同委員会の報酬に関する決議にあたっては、社外取締役以外の者は決議に加わりません。

④当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会において決議いただいた報酬内容及び限度額等に基づき、指名報酬委員会が決定方針に定める内容との整合性を含む多角的な検討及び審議を行ったうえで答申を行い、取締役会において決定しておりますので、取締役会は決定方針（2021年12月21日に当社取締役会において変更の決議を行う前のもの）に沿うものと判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、指名報酬委員会の審議及び答申を経て取締役会が行っており、委任しておりません。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	竹内 佐和子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席しました。工学博士号と経済学博士号の二つを駆使した経営工学の豊富な実践経験や、当社の主要な拠点が欧州での国際経験に基づいた発言を行っており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から取締役の指名・報酬の決定に関与し、適切な監督を行っております。
取締役	外山 晴之	2021年3月27日就任後開催の取締役会10回のうち全てに出席しました。企業法務を専門とされる弁護士としての専門的な知識や、国際金融・財務分野に関する豊富な経験と知識に基づいた発言を行っており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、同委員会を取りまとめ、独立した立場から取締役の指名・報酬の決定に関与し、適切な監督を行っております。
取締役	松田 文彦	2021年3月27日就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席しました。ウイルス・免疫・ゲノム等の医療分野に関わる専門知識や、京都大学総長首席学事補佐等の役職を通じて得られたマネジメントの知見やフランスでの国際経験に基づいた発言を行っており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から取締役の指名・報酬の決定に関与し、適切な監督を行っております。
監査役	山田 啓二	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査役会14回のうち13回にそれぞれ出席しました。地方行政における豊富な経験や、経歴を通じて培われた幅広い見識に基づいた発言を行っております。
監査役	田邊 智子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに、また、監査役会14回のうち全てにそれぞれ出席しました。医師としての医療における知見や、企業経営に関する高い見識に基づいた発言を行っております。

②重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役	竹 内 佐 和 子	東京音楽大学 客員教授
取 締 役	外 山 晴 之	岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー 日立建機株式会社 社外取締役
取 締 役	松 田 文 彦	京都大学 総長首席学事補佐 ジェノコンシェルジュ京都株式会社 取締役（最高顧問） RADDAR-J for Society株式会社 取締役（最高顧問）
監 査 役	山 田 啓 二	京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役 日東薬品工業ホールディングス株式会社 社外取締役
監 査 役	田 邊 智 子	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 医療法人知音会 御池クリニック レディースドック長 京都府立医科大学 生理学教室 統合生理学部門 客員教授

- (注) 1. 取締役 松田文彦が総長首席学事補佐等を務める京都大学と当社グループとの間には、研究開発、製品の販売及び寄付等による取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学の直近の会計年度における収入に対し、0.01%未満であります。なお、当社から同大学に対し過去4事業年度にわたり寄付を行っておりますが、それら全ての事業年度におけるそれぞれの寄付金額は同大学の各会計年度における収入に対し0.01%未満であり、100万円を超えません。この他、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、約0.02%であります。また、同氏が取締役（最高顧問）を務めるジェノコンシェルジュ京都株式会社において、当社代表取締役会長兼グループCEO堀場厚はアドバイザーを務めております。堀場厚は企業経営者の観点から、同社に対して企業経営等に関する助言を行っておりますが、同社から報酬は受け取っておりません。なお、同社と当社グループの間に直接的な取引関係はありません。
2. 監査役 山田啓二が理事等を務める京都産業大学と当社グループとの間には、製品の点検等に関する取引関係があります。当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、0.01%未満であります。なお、同大学における当社グループからの取引はありません。

3. 監査役 田邊智子が代表取締役社長を務める株式会社京都メディカルクラブと当社グループとの間には、健康診断等に関する取引関係があります。同社における当社グループからの当該取引額の割合は、同社の直近の会計年度における売上高に対し、約0.3%であります。なお、当社グループにおける同社からの取引はありません。また、同氏が生理学教室 統合生理学部門 客員教授を務める京都府立医科大学と当社グループとの間には、共同研究及び製品の販売等に関する取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学を運営する京都府公立大学法人の直近の会計年度における収入に対し、約0.02%です。この他、当社グループにおける同法人からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、0.01%未満です。また、同氏がレディースドック長を務める医療法人知音会 御池クリニックと当社グループとの間には、感染症の診断及び検査等に関する取引関係があります。同法人における当社グループからの当該取引額の割合は、同法人の直近の会計年度における売上高に対し、約0.04%です。なお、同法人における当社グループからの取引はありません。
4. その他の社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別の関係はありません。
5. 当社では、「独立社外役員の独立性判断基準」を当社ウェブサイト (<https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/>) に掲載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 55百万円
- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 67百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）、堀場（中国）貿易有限公司（中国）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

- ii. コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

- iii. 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。

- iv. 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「i.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。

- v. 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- vi. 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。
- ii. 子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。
- iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。
- iv. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。

また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業

務または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

- ii. 社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑧報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取扱いをしないものとする。
- ⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。
- ⑩監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

(2) 当社の上記体制の運用状況

- ①コンプライアンスに対する取組みの状況
ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見・是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めております。
また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っております。
- ②職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況
定例取締役会を毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。
取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しております。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。
取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に2～4回の頻度で定期的で開催し、業務執行に関する報告・検討・決定などを行っております。
また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定し、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。

リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、当社グループ従業員全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えております。

④当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとしております。

また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しております。

⑤監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画などに従って監査を実施し、取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

弁護士、公認会計士などの外部専門家との連携、監査担当部署などの社内の連携を図っております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、様々な産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを含む「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。

また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。

そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

オーナー（株主）の皆様への利益配分につきましては、2013年2月14日開催の取締役会において、2013年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30%を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー（株主）の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

[単位 百万円]

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	258,044	流 動 負 債	102,139
現金及び預金	135,023	支払手形及び買掛金	29,546
受取手形及び売掛金	59,877	短期借入金	25,107
有価証券	2,012	未払金	16,407
商品及び製品	17,864	未払法人税等	7,632
仕掛品	16,513	前受金	14,308
原材料及び貯蔵品	18,736	賞与引当金	1,137
その他	9,249	製品保証引当金	2,630
貸倒引当金	△ 1,232	その他	5,368
固 定 資 産	113,540	固 定 負 債	64,953
有形固定資産	88,302	社債	30,000
建物及び構築物	45,648	長期借入金	25,077
機械装置及び運搬具	12,986	繰延税金負債	1,731
土地	15,994	退職給付に係る負債	2,107
建設仮勘定	9,231	その他	6,036
その他	4,441	負 債 合 計	167,092
無形固定資産	4,423	純 資 産 の 部	
のれん	966	株 主 資 本	196,204
ソフトウェア	1,968	資本金	12,011
借地権	607	資本剰余金	18,624
その他	881	利益剰余金	166,892
投資その他の資産	20,814	自己株式	△ 1,323
投資有価証券	12,487	その他の包括利益累計額	7,484
退職給付に係る資産	387	その他有価証券評価差額金	5,664
繰延税金資産	5,002	為替換算調整勘定	1,889
その他	2,979	退職給付に係る調整累計額	△ 69
貸倒引当金	△ 43	新株予約権	791
資 産 合 計	371,585	非支配株主持分	12
		純 資 産 合 計	204,493
		負 債 純 資 産 合 計	371,585

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

[単位 百万円]

科 目	金	額
売上高		224,314
売上原価		131,091
売上総利益		93,222
販売費及び一般管理費		61,175
営業利益		32,046
営業外収益		
受取利息	182	
受取配当金	206	
助成金収入	96	
雑収入	364	850
営業外費用		
支払利息	516	
為替差損	245	
雑損	97	859
経常利益		32,038
特別利益		
固定資産売却益	42	
投資有価証券売却益	6	
負のれん発生益	148	196
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	205	
減損	1,526	
投資有価証券売却損	20	
事業構造改善費用	260	2,031
税金等調整前当期純利益		30,204
法人税、住民税及び事業税	9,171	
法人税等調整額	△280	8,891
当期純利益		21,312
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		21,311

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 徹 雄
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社堀場製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

〔単位 百万円〕

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		121,319	流 動 負 債		57,324
現金及び預金		62,553	支払手形		200
受取手形		3,287	電子記録債権		16,524
売掛金		12,909	買掛金		5,724
有価証券		1,999	関係会社短期借入金		1,150
商品及び製品		1,525	1年内返済長期借入金		15,120
仕掛品		6,661	未払金		8,513
原材料及び貯蔵品		2,726	未払費用		662
未収入金		29,335	未払法人税等		4,300
その他		361	前受金		3,702
貸倒引当金		△40	賞与引当金		96
固 定 資 産		100,431	製品保証引当金		708
有形固定資産		20,405	その他		621
建物		10,924	固 定 負 債		51,203
構築物		470	社債		30,000
機械及び装置		1,120	長期借入金		20,000
車両運搬具		88	その他		1,203
工具、器具及び備品		1,402	負 債 合 計		108,528
土地		6,335	純 資 産 の 部		
建設仮勘定		62	株 主 資 本		107,140
無形固定資産		890	資本金		12,011
ソフトウェア		855	資本剰余金		18,612
その他		35	資本準備金		18,612
投資その他の資産		79,135	利 益 剰 余 金		77,840
投資有価証券		11,758	利益準備金		817
関係会社株式		59,282	その他利益剰余金		77,023
関係会社出資金		3,735	固定資産圧縮積立金		24
関係会社長期貸付金		3,488	別途積立金		74,889
長期預金		1,500	繰越利益剰余金		2,109
その他		1,318	自 己 株 式		△1,323
貸倒引当金		△1,947	評価・換算差額等		5,290
資 産 合 計		221,751	その他有価証券評価差額金		5,290
			新 株 予 約 権		791
			純 資 産 合 計		113,223
			負 債 純 資 産 合 計		221,751

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

[単位 百万円]

科 目	金	額
売上高		50,013
売上原価		32,620
売上総利益		17,392
販売費及び一般管理費		15,043
営業利益		2,349
営業外収益		
受取利息	142	
受取配当金	6,519	
為替差益	90	
雑収入	3,125	9,877
営業外費用		
支払利息	109	
社債利息	67	
雑損失	2,378	2,554
経常利益		9,672
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	6	
債務保証等損失引当金戻入額	111	117
特別損失		
固定資産除却損	65	
投資有価証券売却損	20	
関係会社株式評価損	6,490	
貸倒引当金繰入額	651	7,228
税引前当期純利益		2,561
法人税、住民税及び事業税	644	
法人税等調整額	16	660
当期純利益		1,900

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 徹 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2021年1月1日から2021年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役または監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社堀場製作所 監査役会

常 勤 監 査 役 中 峯 敦 ㊟
社 外 監 査 役 山 田 啓 二 ㊟
社 外 監 査 役 田 邊 智 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更後第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更後第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款の変更の内容は次のとおりであります。

変更前	変更後
<p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

変更前	変更後
<p data-bbox="178 217 356 243">< 新 設 ></p> <p data-bbox="178 576 356 601">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="754 217 1059 243"><u>第18条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="807 250 1378 349"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="754 359 1378 530"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="754 576 833 601"><u>（附則）</u></p> <p data-bbox="754 612 1378 848"><u>1 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="754 858 1378 957"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="754 967 1378 1065"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）の任期が満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化のため1名増員し、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者の選定に当たっては、指名報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定しました。

〈取締役1名増員の理由〉

当社は、創業以来「はかる」技術の追求と新たな市場への挑戦により、事業成長を続けてきました。1990年代後半からはグローバルなM&Aで企業規模と事業エリアを拡大し、今や売上高と社員の60%以上が海外にあります。今般、当社グループの持続的成長並びに発展と中長期的な企業価値の向上のため、グローバル・オペレーションにおける監督機能の強化と意思決定の迅速化をより進めるにあたり、取締役1名を増員し、当社エグゼクティブコーポレートオフィサー（専務執行役員）であるJai・Hakhu氏を取締役候補者とすることが適切であるとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	昨年の取締役会の出席状況
1 再任	堀場 厚 <small>ほりばあつし</small>	代表取締役会長兼グループCEO	100% (12回/12回)
2 再任	齊藤 壽一 <small>さいとうじゅいち</small>	代表取締役副会長兼グループCOO	100% (12回/12回)
3 再任	足立 正之 <small>あだちまさゆき</small>	代表取締役社長	100% (12回/12回)
4 再任	大川 昌男 <small>おおかわまさお</small>	常務取締役（財務法務本部長兼東京支店長）	100% (12回/12回)
5 再任	長野 隆史 <small>ながのたかし</small>	取締役	100% (12回/12回)
6 新任	Jai・Hakhu <small>じゃい はく</small>	エグゼクティブコーポレートオフィサー （専務執行役員）	—
7 再任 社外 独立役員	竹内 佐和子 <small>たけうちさわこ</small>	取締役	100% (12回/12回)
8 再任 社外 独立役員	外山 晴之 <small>とやまはるゆき</small>	取締役	100% (10回/10回)
9 再任 社外 独立役員	松田 文彦 <small>まつだふみひこ</small>	取締役	90% (9回/10回)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<div data-bbox="198 455 258 511" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ほり ば あつし 堀 場 厚 (1948年2月5日生)	1972年 9月 当社入社 1977年12月 当社海外技術部長 1981年 3月 当社海外本部長 1982年 6月 当社取締役就任 1988年 6月 当社専務取締役就任 1989年 6月 株式会社エステック (現株式会社堀場エステック) 取締役就任 1992年 1月 当社代表取締役社長就任 1995年 6月 株式会社エステック (現株式会社堀場エステック) 代表取締役社長就任 2002年 8月 厚利巴儀器 (上海) 有限公司 (中国) (現堀場儀器 (上海) 有限公司 (中国)) 取締役会長 (董事長) 就任 2005年 6月 当社代表取締役会長兼社長就任 2016年 4月 株式会社堀場エステック代表取締役会長就任 現在に至る 2018年 1月 当社代表取締役会長兼グループCEO就任 現在に至る 2018年 6月 ソフトバンク株式会社 社外取締役就任 現在に至る 2021年 6月 住友電気工業株式会社 社外取締役就任 現在に至る 【重要な兼職の状況】 株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役 住友電気工業株式会社 社外取締役	1,073,765株
【取締役候補者とした理由】 1992年から2017年末に至るまで約26年間にわたり当社代表取締役社長を務め、2018年からは当社代表取締役会長兼グループCEOとして、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しており、グループCEOとして、より一層のグループ力の強化やグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
2	<div data-bbox="198 409 254 462" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さい とう じゅ いち 齊 藤 壽 一 (1958年2月10日生)	1982年 3月 当社入社 1997年 3月 当社エンジン計測企画開発部長 2002年 2月 ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）取締役社長就任 2002年 6月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2004年 6月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 2005年 6月 当社取締役就任 株式会社堀場エステック常務取締役就任 2008年 6月 同社取締役副社長就任 2012年 1月 当社経営戦略本部長 2013年 3月 当社取締役副社長就任 2016年 3月 当社代表取締役副社長就任 2018年 1月 当社代表取締役副会長兼グループCOO就任 現在に至る 2018年 4月 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長就任 2021年 4月 同社経営監督委員会議長就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 経営監督委員会議長	19,260株
【取締役候補者とした理由】 アメリカ子会社の経営をはじめとした海外経験に加え、経営戦略本部長として事業戦略や企業買収を中心とな って推進した経験を有しており、2018年からはグループCOOとしてグループ全体を統括し、より一層のグロ ーバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
3	<div data-bbox="198 409 254 462" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> あ だち まさ ゆき 足 立 正 之 (1962年11月1日生)	1985年 3月 当社入社 1999年 3月 当社エンジン計測開発部長 2003年 3月 当社エンジン計測システム統括部長 2005年 9月 当社自動車計測システム統括部長 2006年 6月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2007年 1月 ホリバ・インターナショナル社（アメリカ） （現ホリバ・インストルメンツ社（アメリカ））社長就任 2010年 4月 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2011年 1月 当社開発本部長兼開発統括室長 2014年 3月 当社取締役就任 2014年 4月 ホリバ・ジョバンイボン社（フランス） （現ホリバ・フランス社（フランス））代表取締役社長就任 2016年 1月 同社経営監督委員会議長就任 現在に至る 2016年 3月 当社専務取締役就任 2018年 1月 当社代表取締役社長就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・フランス社（フランス） 経営監督委員会議長	14,402株
【取締役候補者とした理由】 開発本部での豊富な経験やアメリカ・フランスの子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、2018年からは当社代表取締役社長として当社の経営を担い、さらなる技術力強化を通じ企業価値向上を実現するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
4	<div data-bbox="198 356 254 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお かわ まさ お 大 川 昌 男 (1966年3月13日生)	1988年 4 月 日本銀行入行 2003年 9 月 同行フランクフルト事務所長 2013年 5 月 同行高松支店長 2015年 6 月 同行京都支店長 2017年 1 月 同行退行 2017年 1 月 当社入社 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2017年 3 月 当社管理本部長兼東京支店長 2018年 3 月 当社常務取締役就任 現在に至る 2021年 4 月 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長就任 現在に至る 2022年 1 月 当社財務法務本部長兼東京支店長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長	10,782株
【取締役候補者とした理由】 前職の金融機関でのグローバルな経験を有しており、グローバル財務戦略の構築並びに当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスを強化するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
5	<div data-bbox="198 371 254 424" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なが の たか し 長 野 隆 史 (1962年4月13日生)	1985年 3月 当社入社 1999年 3月 当社エンジン計測企画開発部長 2001年 3月 当社エンジン計測システム統括部長 2003年12月 ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長就任 2005年 6月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2006年 6月 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2011年 1月 当社営業本部長 2011年 4月 ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長兼CEO就任 2013年 4月 同社CEO就任 2014年 4月 ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役社長就任 2016年 3月 当社取締役就任 現在に至る 2016年 4月 ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役会長就任 現在に至る 2018年 1月 当社GLOBAL ATS BOARD LEADER 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・コリア社（韓国） 代表取締役会長	12,070株
【取締役候補者とした理由】 自動車セグメントや営業本部での豊富な経験やドイツ・韓国の子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、激動する自動車業界へ対応するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> じゃい はく Jai・Hakhu (1947年7月9日生)	1979年 Vice President, Rockwell International Corporation 1997年 Vice President, Varian Semiconductor Equipment Associates Inc. Vice President and General Manager, Intel Corporation 2005年 Corporate Vice President and General Manager, Intel Corporation 2007年 President & CEO, R.C. International LLC 現在に至る Senior Advisor and Operating Executive, Golden Gate Capital 2010年 当社入社 当社エグゼクティブコーポレートオフィサー(専務執行役員) 就任 現在に至る 2011年 ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ) 代表取締役会長兼社長 就任 ホリバ・インド社(インド) 代表取締役社長 就任 Chancellors Roundtable Member, University of California, Irvine 現在に至る 2012年 ホリバABX社(フランス) 代表取締役社長就任 現在に至る 2014年 ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ) 代表取締役会長兼CEO就任 現在に至る 2016年 ホリバ・インド社(インド) 代表取締役会長就任 現在に至る 2018年 Board of Directors, Montpellier University of Excellence (MUSE), France 現在に至る 2022年 Board of Directors, University of Montpellier (UM), France 現在に至る 【重要な兼職の状況】 ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ) 代表取締役会長兼CEO ホリバABX社(フランス) 代表取締役社長 ホリバ・インド社(インド) 代表取締役会長 President & CEO, R.C. International LLC Chancellors Roundtable Member, University of California, Irvine Board of Directors, Montpellier University of Excellence (MUSE), France Board of Directors, University of Montpellier (UM), France	10,000株
【取締役候補者とした理由】 アメリカのトップ企業でのマネジメント経験等に基づく幅広い知見に加え、アメリカ・フランス・インド等における当社グループの医用事業等をリードしてきた経験を有しており、グローバル・オペレーションにおける監督機能の強化と意思決定の迅速化をより進めるにあたり適任と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div> たけうち さわ こ 竹内佐和子 (1952年7月9日生)	1984年4月 フランス応用数理経済研究所客員研究員 1988年10月 エコール・ナショナル・デ・ポンゼシヨセ (フランス) 国際経営大学院 (MIB) 副所長 1994年9月 株式会社長銀総合研究所主席研究員 1998年4月 東京大学大学院工学系研究科助教授 2002年4月 東洋大学経済学部教授 2004年10月 世界銀行アジア太平洋部門都市開発セクター (中国担当) 2005年7月 外務省参与・大使 2005年10月 京都大学工学研究科客員教授 2011年4月 パリ日本文化会館 (国際交流基金) 館長 2016年3月 当社社外取締役就任 現在に至る 2016年4月 文部科学省顧問就任 2017年6月 山形大学工学部 (学術院) 特任教授 2018年4月 東京音楽大学客員教授 現在に至る 山形大学工学部 (学術院) 客員教授 2019年6月 サクサホールディングス株式会社社外取締役就任 [重要な兼職の状況] 東京音楽大学 客員教授	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>工学博士号と経済学博士号の二つを駆使した経営工学の豊富な実践経験や、当社の主要な拠点がある欧州での国際経験も有しており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div> と やま はる ゆき 外 山 晴 之 (1959年3月23日生)	1982年 4 月 日本銀行入行 2000年 1 月 国際通貨基金日本国理事代理 2004年 8 月 同行岡山支店長 2006年 7 月 同行決済機構局参事役 2009年 3 月 同行金融市場局長 2011年 5 月 同行米州統括役 2012年11月 同行国際局長 2014年 8 月 同行退行 2015年 3 月 弁護士登録 2015年 6 月 日立建機株式会社 社外取締役就任 現在に至る 2019年 1 月 岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー 現在に至る 2021年 3 月 当社社外取締役就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー 日立建機株式会社 社外取締役	54株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 企業法務を専門とされる弁護士としての専門的な知識や、国際金融・財務分野に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div> まつ だ ふみ ひこ 松 田 文 彦 (1960年12月3日生)	1998年 8 月 フランス国立ジェノタイプングセンター部長（遺伝子同定部門） 2003年 4 月 京都大学医学研究科社会健康医学専攻教授（ゲノム情報疫学）（併任） 2004年 4 月 京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター教授 （疾患ゲノム疫学解析部門）（併任） 2007年 1 月 フランス国立医学研究機構（INSERM） 研究ユニット U.852 リサーチディレクター（併任） 2008年11月 京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター長 現在に至る 2014年10月 京都大学理事補（国際担当） 2015年 4 月 京都大学数理解析研究所客員教授 現在に至る 2016年11月 パスツール研究所・京都大学国際共同研究ユニット 研究コーディネータ 現在に至る 2018年 4 月 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻専攻長 現在に至る 2018年11月 ジェノコンシェルジュ京都株式会社取締役（最高顧問）就任 現在に至る 2020年10月 京都大学総長首席学事補佐 現在に至る 2020年11月 RADDAR-J for Society株式会社取締役（最高顧問）就任 現在に至る 2021年 3 月 当社社外取締役就任 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 京都大学 総長首席学事補佐 ジェノコンシェルジュ京都株式会社 取締役（最高顧問） RADDAR-J for Society株式会社 取締役（最高顧問）	90株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>ウイルス・免疫・ゲノム等の医療分野に関わる専門知識、総長首席学事補佐等の役職を通じて得られたマネジメントの知見やフランスでの国際経験を有しており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 当社はJai・Hakhu氏に対して、当社株式の購入を資金使途に指定した貸付を行っております。本貸付に際し、当社貸付規程及び同氏との契約に基づく適切な資産保全策を講じたうえ、取締役会における審議を経て決定しました。なお、同氏による当社株式購入は完了しており、貸付金の返済の進捗については取締役会にてモニタリングしていく予定です。
2. 竹内佐和子氏が2019年6月から2021年6月まで1期2年間社外取締役を務めていたサクサホールディングス株式会社において、同氏が社外取締役に就任する前から行われていた同社グループ会社間の不正会計処理が判明しました。同氏は同社の社外取締役就任後、日頃からガバナンスの改善や取締役会の活性化を強く提言していましたが、本事案発覚後は再発防止に向けたタスクフォースを立ち上げ、特に内部統制システム再構築（監督・モニタリング機能の強化）の指揮や経営陣刷新のための報酬委員会や指名委員会を設置する等の形でその職責を果たしました。
3. 松田文彦氏が総長首席学事補佐等を務める京都大学と当社グループの間には、研究開発、製品の販売及び寄付等による取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学の直近の会計年度における収入に対し、0.01%未満であります。なお、当社から同大学に対し過去4事業年度にわたり寄付を行っておりますが、それら全ての事業年度におけるそれぞれの寄付金額は同大学の各会計年度における収入に対し0.01%未満であり、10百万円を超えません。この他、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、約0.02%であります。また、同氏が取締役（最高顧問）を務めるジェノコンシェルジュ京都株式会社において、当社代表取締役会長兼グループCEO堀場厚氏はアドバイザーを務めております。堀場厚氏は企業経営者の観点から、同社に対して企業経営等に関する助言を行っておりますが、同社から報酬は受け取っておりません。なお、同社と当社グループの間に直接的な取引関係はありません。これらのことから、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はございません。
4. その他、各取締役候補者と当社との間には、記載すべき特別の利害関係はありません。
5. Jai・Hakhu氏の本人確認書類に記載上の氏名は、「Jai Krishan Hakhu」であります。
6. 取締役候補者 竹内佐和子氏・外山晴之氏・松田文彦氏は、社外取締役候補者であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。当社取締役、監査役及び執行役員が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としております。各取締役候補者が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。また、次回更新時に同内容での更新を予定しております。
8. 当社では、「取締役候補指名及び取締役解任に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております。本議案における社外取締役候補者3氏は、全てこの基準を満たしております。この他、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 当社社外取締役就任期間

竹内佐和子氏の当社社外取締役就任期間は、2016年3月26日開催の第78回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって6年であります。

外山晴之氏の当社社外取締役就任期間は、2021年3月27日開催の第83回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年であります。

松田文彦氏の当社社外取締役就任期間は、2021年3月27日開催の第83回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年であります。

(2) 責任限定契約の締結

当社と、竹内佐和子氏・外山晴之氏・松田文彦氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。竹内佐和子氏・外山晴之氏・松田文彦氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(3) 独立役員への届出

当社は、竹内佐和子氏・外山晴之氏・松田文彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。竹内佐和子氏・外山晴之氏・松田文彦氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 取締役候補指名及び取締役解任に当たっての方針（2021年11月19日取締役会決定）

当社の取締役候補の選任にあたっては、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会において候補者を決定します。当社の取締役候補は、以下の要件を満たす者とします。

1. HORIBAグループの社はやコーポレート・フィロソフィを尊重し、持続的な企業価値の創造に資するとの観点から経営の監督を担うに相応しい者であること。
2. 取締役として人格及び識見に優れ、誠実で職務遂行に必要な意思と能力が備わっていること。
3. 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること。
4. 取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者であること。
5. 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること。

取締役会は、取締役が以上の要件を満たさなくなった場合には、当該取締役の解任、または、再任しないことを検討するものとします。

■ 当社取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者氏名	当社が特に重要と考える知見・見識			中長期経営計画「MLMAP2023」で掲げた Market Oriented Businessにおける 3つのフィールドの専門性		
	企業経営	技術	ガバナンス	Energy & Environment	Materials & Semiconductor	Bio & Healthcare
堀 場 厚	○	○	○			
齊 藤 壽一	○		○		○	
足 立 正之	○	○				○
大 川 昌男			○			
長 野 隆史	○			○		
Jai・Hakhu	○				○	○
竹内 佐和子		○	○	○		
外 山 晴之			○			
松 田 文彦	○	○				○

1. 本スキル・マトリックスは、当社の経営を担う取締役に必要となる知見・見識・専門性に対し、各取締役候補者に特に期待するものを○で示したものです。
2. ガバナンスは、経営の透明性の確保し、ステークホルダーへの適切な情報開示を行うために特に必要な、財務、会計、法務等のスキルを対象としています。
3. 当社のグローバル・オペレーションに必要な国際経験は、取締役候補者全員が備えております。
4. 各項目については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っていきます。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、社外監査役 山田啓二氏及び田邊智子氏の補欠の社外監査役として吉田和正氏、監査役 中峯敦氏の補欠監査役として本川仁氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、吉田和正氏、本川仁氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社株式の数
1	よし だ かず まさ 吉田和正 (1956年11月16日生)	1979年4月 キヤノン株式会社入社 1980年2月 同社退社 1980年3月 中野公認会計士事務所入所 1991年9月 同所退所 1991年10月 吉田和正税理士事務所 現在に至る 2006年5月 株式会社デリブ 監査役 現在に至る 2014年6月 日本リブランド株式会社 監査役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 吉田和正税理士事務所 所長 株式会社デリブ 監査役 日本リブランド株式会社 監査役	1,227株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 税理士としての税務及び会計に関する豊富な専門的知識や他社の監査役としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えており、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔 重 要 な 兼 職 の 状 況 〕	所有する 当社株式の数
2	もと かわ ひとし 本 川 仁 (1960年11月27日生)	1984年 4 月 当社入社 2004年 9 月 当社営業業務部長 2009年 1 月 当社営業本部長 2017年 4 月 当社ジュニアコーポレートオフィサー（理事）就任 現在に至る 2021年 1 月 当社管理本部 業績担当本部長 2022年 1 月 当社財務法務本部 業績担当本部長 現在に至る	3,174株
<p>【補欠の監査役候補者とした理由】 営業本部や管理本部において長年にわたり当社の業績管理に務めてきた経験を有しており、監査業務を行うにあたり適任と判断し、新たに補欠の監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、記載すべき特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。当社取締役、監査役及び執行役員が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としております。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。また、次回更新時に同内容での更新を予定しております。
3. 補欠監査役候補者 吉田和正氏は、東京証券取引所の定めや当社が定めた「監査役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を満たす、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 責任限定契約の締結
 吉田和正氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
- (2) 独立役員の届出
 吉田和正氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

■ 独立社外役員の独立性判断基準（2015年11月20日取締役会決定）

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有するものと判断します。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者(注1)又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先(注3)又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成(注5)を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(注6)又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主(注7)又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者(注8)に限る）の近親者等(注9)

(注1)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。

(注2)当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の5%以上の者

(注3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%以上の者

(注4)多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。

(注5)一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。

(注6)主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

(注7)主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。

(注8)重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

(注9)近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

(ご参考情報) 当社取締役の報酬額及び報酬制度の改定に関するご説明

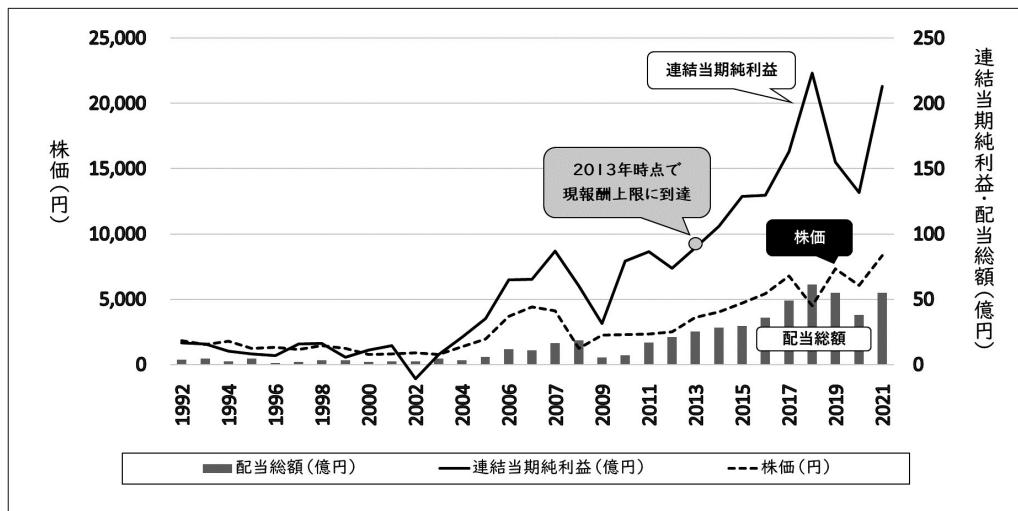
半導体産業の急拡大、脱炭素の流れの中における水素社会の到来、ライフサイエンス分野における技術革新等、当社を取り巻く経営環境は急速に変化しており、また、それらに対応すべく、当社のオペレーションもグローバル化が一層進んできております。今般、グローバル・オペレーションにおける監督機能の強化と意思決定の迅速化を一層進めるべく、取締役にグローバル経営の経験が豊富な人財を追加登用すると同時に、優秀な経営人財を確保するための報酬額及び報酬の制度改定を行います。これにより中長期経営計画「MLMAP2023（Mid-Long Term Management Plan）」達成のためのインセンティブを付加することもねらいとしております。

● 取締役の報酬制度変更に関する当社の考え方

当社は、株主様・経営者・従業員が三位一体となって会社を発展させ、その成果をオープン＆フェアに評価・分配することを基本方針としております。

当社は上場以来、当期純利益に連動した配当を行うとともに、業績連動報酬も当期純利益・配当と連動させることで、株主様と目線を合わせて経営を行ってまいりました（現在、配当＝連結当期純利益の約30%、役員賞与＝配当の約20%）。2013年度には連結業績に直接的に連動した株主還元を実施するため、配当金及び自社株買いを含めた株主総還元額が連結当期純利益の30%を目処とする方針を発表し、また、取締役（社外取締役を除く）に対する利益連動給与制度も導入しました。その後、業績を順調に拡大させ、2021年度は2012年度比で、連結当期純利益は2.9倍、株価は2.7倍（2021年12月30日終値）、配当総額は3.0倍となり、株主還元を大幅に拡充してまいりました（図表①参照）。一方で、利益連動給与については、過年度より当該報酬の支給上限に達していることを考慮し、図表②のとおり取締役の報酬額及び報酬制度を見直すことといたしました。これによって、中長期経営計画「MLMAP2023」で掲げた目標を確実に達成するためのインセンティブを付加すると同時に、今後も中長期経営計画立案の度に、その目標値に照らして適切と考えられる報酬額及び報酬の制度を設定する予定であります。

【図表①. 連結当期純利益・配当総額・株価の推移】



【図表②. 取締役の報酬額及び報酬の制度改定の概要】

	現行の報酬制度及び上限金額		改定後の報酬制度及び上限金額	
	報酬の種類	上限金額	報酬の種類	上限金額
基本報酬	定期同額給与等	上限2億円 (うち社外取締役分は 2千万円以内)	定期同額給与等	上限3億円 (うち社外取締役分は 4千万円以内)
業績連動報酬	利益連動給与	上限5億円	利益連動給与	上限10億円
長期インセンティブ	株式報酬型ストック オプション	上限7千万円	譲渡制限付株式報酬、 事後交付型株式報酬	上限2億円
合計	-	上限7億7千万円	-	上限15億円

取締役の報酬額及び制度改定に関する個別の理由は、以下のとおりです。

● **基本報酬（定期同額給与等）の額**

定期同額給与等の額の変更については、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名増員に対応することを目的とし、現在の業績水準を踏まえ報酬上限額を3億円に引き上げます。なお、現取締役（社外取締役を除く）の定期同額給与等は据え置きとする予定です。

社外取締役の報酬については、コーポレート・ガバナンスを強化し企業価値の向上を実現するに当たり、当社が社外取締役に期待する役割及びその責任が拡大していることから、報酬上限額を4千万円に引き上げます。なお、当該報酬については、従前どおり業績への連動を排除し定期同額給与等のみとします。

● **業績連動報酬（利益連動給与）の額**

利益連動給与の額の変更については、過年度より当該報酬の支給上限に達していることを考慮し、企業価値の一層の向上の動機づけとなるインセンティブを強化すること、また、優秀な経営人財を確保すること等を目的として、現在の業績水準を踏まえ、報酬上限額を10億円に引き上げます。

当社における利益連動給与に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）であり、取締役の報酬及び業績との連動性をより明確にし、取締役の業績向上へのインセンティブを一層高める観点から、利益連動給与に係る指標として適切と判断しております。

利益連動給与の算定方法については、以下のとおり変更する予定であります。

変更前：「連結当期純利益×6%」とし、上限5億円、下限0円とする。

変更後：「連結当期純利益×5%－5億円（※1）」とし、上限10億円（※2）、下限0円とする。

※1. 定期同額給与等の上限金額の3億円及び長期インセンティブの上限金額の2億円の合計額。

※2. 一部の取締役は、半導体セグメントのセグメント利益（連結）に基づく賞与を受け取る予定ですが、それを加えても上記の上限額を超えないものとします。

● 長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式報酬・事後交付型株式報酬）の導入

当社の社外取締役を除く取締役（以下、対象取締役）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬型ストックオプションに代えて、新たに譲渡制限付株式・事後交付型株式を割り当てる株式報酬制度を導入いたします（金額上限2億円）。

なお、今回、報酬上限額を2億円に引き上げておりますが、これは株式の保有を通じて中長期的視点での業績向上をめざし、一層株主との価値共有を進めることに加え、外国人取締役の登用を踏まえたものであります。

【図表③. 株式報酬（譲渡制限付株式報酬・事後交付型株式報酬）の概要】

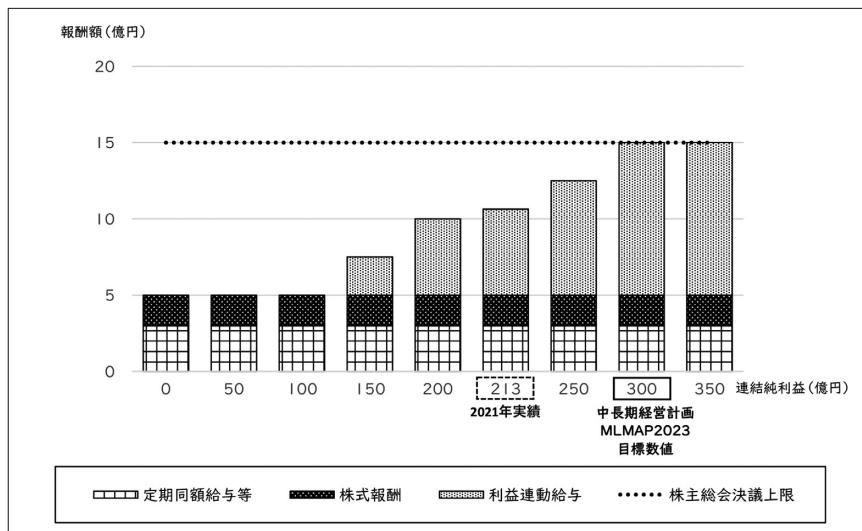
	譲渡制限付株式報酬	事後交付型株式報酬
付与対象者 ※1	取締役（日本居住者）	取締役（日本非居住者）
付与上限金額 ※2	1年間に2億円の範囲内で当社の取締役会が決定する	
付与上限株式数	1年間に50,000株の範囲内で当社の取締役会が決定する。	
付与条件 ※3	譲渡制限期間は、株式交付日より3年間から5年間までの間で取締役会が決定する。	役務提供期間は、3年間から5年間までの間で取締役会が決定する。

※1. 社外取締役については対象外とする。

※2. 譲渡制限付株式報酬・事後交付型株式報酬とも、会計上の費用計上金額（原則、役務提供開始時の株式・権利の付与金額）を基に算定する。

※3. 正当事由によらない退任、一定の非遵行為等の適切な無償取得、また、権利喪失条件を設定する。

【図表④. 連結当期純利益に連動する取締役の報酬総額のイメージ】



※. 連結当期純利益が100億円以下の場合、利益連動給与は下限である0円となります。

● **取締役の報酬決定に係るプロセス**

取締役の報酬に係る決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置しております。今回の取締役の報酬額及び報酬の制度改定の内容の決定に当たっては、本委員会において審議を行い、その答申を踏まえて取締役会で決定しております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、年額7億円以内（うち社外取締役分は2千万円以内とし、その職務の性格から業績への連動を排除し定期同額給与等の基本報酬のみとする。）であり、その内訳を、定期同額給与等の基本報酬として2億円以内、連結純利益に連動する報酬として上限5億円、下限0円として、2013年3月23日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただき、今日に至っております。

今般、企業価値の最大化に寄与することを目的として、本株主総会において、取締役の報酬額を、年額13億円以内（うち社外取締役分は4千万円以内とし、業績への連動を排除し定期同額給与等の基本報酬のみとする。）とし、その内訳を、定期同額給与等の基本報酬として3億円以内、連結純利益に連動する報酬として上限10億円、下限0円として改定いたしたくお願いするものであります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は従前どおり含まないものとしたたく存じます。

連結純利益に連動する報酬上限の増額は、過年度より当該報酬の支給上限に達していることを考慮し、株主の皆様と目線を合わせ、企業価値の一層の向上の動機づけとなるインセンティブを強化すること、また、国内外を問わず優秀な経営人財を確保すること等を目的として、現在の業績水準を踏まえた新たな報酬上限額の設定をお願いするものであります。社外取締役の報酬額の増額を含む定期同額給与等の増額は、経営体制の一層の強化を図る目的で取締役1名の増員（第2号議案「取締役9名選任の件」）への対応、また、コーポレート・ガバナンスを強化し企業価値の向上を実現するに当たり、当社が社外取締役に期待する役割が拡大していることへの対応等を目的とし、お願いするものであります（報酬制度の概要については58頁から61頁をご参照ください）。

本議案に基づく上記の取締役報酬額改定の内容は、当社の現在の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（詳細は、事業報告20頁をご参照ください。）に従ったものであり、また、上記改定の目的のほか、報酬額の算定水準、取締役の報酬全体に対して占める割合の水準、支給対象となる取締役の人数水準等に照らした報酬額として必要かつ合理的な内容といえること、当社の業況その他諸般の事情を総合的に考慮したうえで決定されたものであることから、相当であると判断しております。

本議案の内容は、社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める当社の指名報酬委員会審議のうえ、その答申を踏まえて、取締役会で決定しております。このように報酬制度に係る決定プロセスと結果の客観性並びに透明性は確保されているものと考えておりますので、上限額の範囲内で各取締役に支給する各報酬に関して、各取締役への具体的な支給時期及び支給額等については、上記の報酬上限額の範囲内において、指名報酬委員会への諮問を経て、当社の取締役会において決定するものとしたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬は、長期インセンティブとして、基本報酬と業績連動報酬とは別枠で、株式報酬型ストックオプションである新株予約権を年額7千万円以内の範囲で、当社の取締役（社外取締役を除く）に割り当てること及びその内容等について、2009年3月28日開催の第71回定時株主総会においてご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度（以下、併せて「本制度」といいます。）を導入することといたしたく存じます。

本議案は、本総会第4号議案における報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度に関しては以下の「Ⅰ.譲渡制限付株式報酬制度の概要」に、事後交付型株式報酬制度に関しては以下の「Ⅱ.事後交付型株式報酬制度の概要」に、それぞれ定める上限とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたします。なお、当社の取締役会が委任された事項について決定するに当たり、指名報酬委員会の審議及び答申を経ることといたします。

本議案が承認可決されることを条件に、従前実施しておりました株式報酬型ストックオプションにかかる報酬枠を廃止し、以後株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。

本議案に基づく株式の交付は、当社の取締役会の決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は当社が保有する当社普通株式の処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は当社が保有する当社普通株式の処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度に基づく各交付株式数の上限その他の条件は、以下の「Ⅰ.譲渡制限付株式報酬制度の概要」及び「Ⅱ.事後交付型株式報酬制度の概要」に記載のとおりですが、本制度全体としましては、対応する1年間の役務提供期間につき、交付株式の総数を50,000株以内、かつ支給金額を2億円以内（会計上の費用計上金額）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、交付株式の上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は6名となります。本制度の概要は、次のとおりです。

I. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

対象取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、1年間につき50,000株以内、かつ2億円以内で、当社普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、交付株式の上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、現物出資交付の場合における当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、当社の各取締役会で決議された日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において当社の取締役会にて決定いたします。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、3年間から5年間までの間で、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことはできません（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整します。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得します。

- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、又は無償で取得します。
- (7) 上記(6)に規定する場合において本割当株式について譲渡制限を解除したときは、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

II. 事後交付型株式報酬制度の概要

(1) 事後交付型株式報酬制度の内容

当社は、以下に定める算定方法により、対象取締役に、対象となる役務提供期間終了後に、当社普通株式を交付するために、株式の発行又は自己株式の処分を決定する当社の取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）に基づき、株式の交付を行うことといたします（注1）。役務提供期間は、3年から5年までの間において、当社の取締役会が決定する期間といたします。

なお、当社が、事後交付型株式報酬制度に基づき対象取締役に対して報酬として支給する当社普通株式及び金銭については、1年間につき、交付株式数を50,000株以内、かつ付与金額を2億円以内（会計上の費用計上金額）といたします（注2）（注3）（注4）。

(2) その他の条件等

対象取締役が、法令又は社内規則の違反その他株式交付を受ける権利を喪失させることが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社普通株式の交付を受ける権利を喪失します。

対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役会が定める地位を喪失した場合、当社の選択により、(a)交付取締役会決議により、上記(2)の上限額の範囲内で合理的に定める数の当社普通株式を交付し、又は、(b)当該退任日の当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）に、役務提供期間中の在籍期間に応じて合理的に調整した株式数を乗じて算定された額の金銭を支給することができるものといたします。

(注1) 対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、報酬の支給時期は当該退任した日より3か月以内とし、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して金銭を支給いたします。また、対象となる役務提供期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、報酬の支給時期は当該承認の日より3か月以内とし、対象取締役に対して金銭を支給いたします。

- (注2) 当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されることといたします。
- (注3) 事後交付型株式報酬制度の場合、株式交付時ではなく、権利付与日を含む期間において費用計上を行い、これに対応した1年間当たりの報酬枠が適用されます。
- (注4) 対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、上記注1のとおり、株式報酬の額に相当する金銭を支給することになりますが、その場合には、当該対象取締役の退任日の当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることといたします。また、対象となる役務提供期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、上記注1のとおり、株式報酬の額に相当する金銭を支給することになりますが、その場合には、当該承認の日の当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることとします。

【本制度に基づき株式を交付することが相当である理由】

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度においては、譲渡制限付株式を交付し、事後交付型株式報酬制度においては、所定の役務提供期間経過後に当社普通株式を交付するものであります。

当社は2021年12月21日開催の当社の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案に基づく株式報酬は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案に基づき1年間の役務提供期間に対応して発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2021年12月31日時点）に占める割合は0.1%とその希薄化率は軽微であります。

そのため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案の内容は、社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める当社の指名報酬委員会が審議のうえ、その答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員に対し、同様の譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度を導入する予定であります。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

(1) ご注意事項

- ・インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、このウェブサイトは携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけません。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ・本総会の議決権行使でご使用いただくパスワードは、最初のアクセス時、株主様ご自身で改めてご設定いただきます。議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようご注意ください。
なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- ・議決権行使専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

(2) お問い合わせ先

- ・議決権行使でのパソコンの操作方法について
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(652)031（受付時間 9:00～21:00）
- ・その他のご照会は、次の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社
 - ②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(782)031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, spanning the width of the page.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

京都市南区吉祥院前河原町18番地

堀場テクノサービス本社ビル 6階 テクノプラザ



■公共交通機関等のご案内

- ・ JRご利用
「西大路駅」出口より徒歩約15分
- ・ 阪急電車ご利用
「西京極駅」出口より徒歩約20分
- ・ 京都市バスご利用
「西大路八条」より徒歩約10分
「葛野大路八条」より徒歩約5分
- ・ タクシーご利用
「JR京都駅」より約15分

■お知らせ

- ・ 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス（変異株を含む）感染拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、**株主総会当日のご来場は慎重にご判断ください。**
- ・ 会場内の座席は前後・左右の間隔を拡げて設置し、座席数は80席程度とさせていただきます。**満席となりました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。**

※ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。
また、株主総会終了後の株主懇談会は中止させていただきます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。